

浜松市建設工事等の入札執行について（入札心得）

（目的）

第1条 浜松市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託（以下「工事等」という。）の指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、浜松市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、契約書案、設計書、仕様書、図面、現場説明（机上説明を含む。以下同じ。以下「設計図書等」という。）等の必要な条件を承諾のうえ、この入札心得の定めるところにより、競争入札に参加するものとする。

なお、随意契約（見積り）による場合は、「入札」を「見積り合わせ」と読み替えるものとする。

（入札日時の厳守）

第2条 入札参加者は、工事等の指名通知（以下「指名通知」という。）に記載した指定日時に指定場所へ入場するものとし、時間に遅れた者は、棄権したものとみなす。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次の方法により入札を辞退することができる。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出する。ただし、電子入札の場合は、電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出るものとする。
- (2) 入札執行中には、入札書に辞退する旨を記載して提出する。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札保証金）

第4条 入札保証金は、指名通知に特に記載してある場合を除き、全額免除とする。

（入札の方法）

第5条 入札参加者は、入札金額を記入した入札書（市の指定様式）を封筒に入れ、設計書等とともに提出すること。なお、代理人により入札をするときは、委任状を併せて提出しなければならない。ただし、電子入札の場合は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 入札参加者（代理人を含む。）は、入札に使用する印鑑を必ず持参すること。

（入札金額）

第6条 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。この場合、記入する

金額は、千円未満を丸めること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記入された当該金額の 100 分の 10 に相当する額を、当該金額に加算した金額をもって落札価格とする。

(入札の無効)

第 7 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札金額を訂正して入札をしたとき。
- (2) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。(委任状を持たない代理人が入札をしたとき。又は、電子入札の場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札等)
- (3) 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたい入札をしたとき。
- (4) 入札者が協定して入札をしたとき。
- (5) 入札に際して不正の行為があった入札をしたとき。
- (6) その他浜松市契約規則第 13 条に定める入札をしたとき。

(落札者の決定)

第 8 条 予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、電子入札の場合は、電子入札システムにより通知する。ただし、落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にクジを引かせて落札者を決定する。電子入札の場合は、電子入札システムによりクジ引きを行う。

2 最低制限価格又は失格基準価格を設定する入札においては、最低制限価格又は失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。調査基準価格を設定する入札においては、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合(調査基準価格及び失格基準価格を設定する入札においては、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合)には、落札の決定を保留とし、調査のうえ落札者を決定する。

(再度の入札)

第 9 条 開札の結果、落札者がいないときは、1 回を限度として再度の入札を行う。電子入札の場合は、速やかに再度の入札を行う。ただし、予定価格を入札執行前に公表したときは再度の入札は行わない。

2 前項の規定による再度の入札には、第 7 条に規定する無効の入札をした者、第 8 条第 2 項の規定により失格となった者及び郵便入札による入札参加者は参加できないものとする。

3 最終入札の結果、落札者がいない場合で随意契約に切り替えることが可能であるときは、最低の価格の入札を行った者から、2 回を限度として見積書を徴取する。この場合において、落札者がいないときは、浜松市建設工事執行細則第 11 条第 3 項各号の定めるところによるものとする。

(契約の締結)

第 10 条 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、市長が指定する日までに契約を締結すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、その期間を延長

することができる。

(契約の保証)

第 1 1 条 落札者は、契約の締結に際し、契約の保証 (契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額) として次のいずれかを選択するものとする。ただし、委託契約及び契約金額が 300 万円未満の工事については契約保証金の納付は免除とする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行、市長が確実と認めるその他の金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険の締結 (定額てん補方式に限る。)

(同一工事入札参加者間の下請負禁止)

第 1 2 条 元請負人は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一工事に係る入札の参加者を当該工事の下請負人にしてはならない。

(異議の申立て)

第 1 3 条 入札参加者は、入札後、関係法令、規則及びこの心得並びに仕様書、設計書、図面及び現場説明の不明を理由として、異議を申立てることはできない。

浜松市建設工事等の指名通知記載事項等について (説明書)

- 1 指名通知に記載されている注意事項等の取扱は、次のとおりです。
 - (1) 入札書、封筒、及び委任状に指定した日付を記入してください。
 - (2) 「前金払 無」 浜松市公共工事等の前金払等実施要領の規定に関わらず前金払はしません。
 - (3) 「仮契約」 落札後仮契約を行い、議会の議決後に本契約の効力が生じる契約となります。
- 2 入札書、封筒及び委任状の作成方法及び入札や契約方法等の詳細については、事前に契約担当課で確認し間違いのないよう注意してください。
- 3 駐車場が混雑するため、入札当日は市役所庁舎の一般来客用駐車場を利用しないようにしてください。